



## 小樽の交通安全情報No. 11

令和6年5月15日

小樽警察署

ストップ・ザ・交通事故

# 自転車のルールについて①

実際にあった問い合わせをご紹介します。



Q. 自転車は道路のどこを走るの？

A. 自転車は左側通行です！  
車道の左端にある「路側帯」を、車と同じ方向に通行してください。  
車道の右側を通行するのは危険です。  
※白の2本線の路側帯は歩行者用なので自転車は通行してはいけません。



Q. 歩道を走ってもいいの？

A. 13歳未満が自転車に乗るときは、歩道を通行することができます。  
歩道を通行するときは、車道寄りの部分を走行してください。  
13歳以上が自転車で歩道を通行できるのは、道路標識によって自転車が歩道でできる場合と、車道を通行することが危険でやむを得ない場合などです。



**自転車に乗るときはヘルメットをかぶろう**  
**自動車とヘルメットは「ワンセット」**